

仕 様 書

1 件名

令和 5 年度 海外市場向けオンライン広告業務等委託

2 委託期間

令和 5 年 4 月 12 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

海外市場に向けて「旅行地としての東京」を印象づけ、効果的に世界の旅行者に東京の魅力を訴求していくため、全世界的なイメージ訴求及び市場の状況に応じた戦略的なプロモーションを実施する。

本事業はその一環として、オンライン広告を中心としたプロモーションを実施し、訪都外国人旅行者の増大を図ることを目的とする。

4 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、下記「東京のブランディング戦略」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、アイコンとキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

5 委託内容

(1) 全般について

ア 受託者は、本仕様書 3 に掲げる事業目的に基づき、プロモーション実施対象地域の現地在住者の視点を十分に取り入れ、東京の魅力が海外で的確に伝わるように次の委託内容を企画・実施すること。

(ア) バナーや動画、ソーシャルメディア等を活用したオンライン広告掲出業務

(イ) タイアップ広告・PR 業務

(ウ) (ア) (イ) に基づく効果測定および報告

イ 今後來訪が見込まれる諸国の潜在的な訪都旅行者、特に、①欧米豪マス富裕層、②アジア中間層、③20～30 代の若年層を中心とした、「訪都旅行未経験ではあるが海外旅行好きな層（訪都旅行に関心がない層も含む）」に対して、AIDA モデルにおける意欲から関心への転換及び関心から情報収集への転換を目的として、戦略的・効果的に PR を実施すること。予算配分は各国の潜在的な訪都旅行者数等を加味すること。

対象国は、以下とする。

＜対象国＞※国名の前の「○」は、重要市場を表す。

欧米豪対象国：○アメリカ、○イギリス、○ドイツ、オーストラリア、フランス、スペイン、カナダ、イタリア

アジア対象国：○中国、○香港、○韓国、インド、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン

- ウ 令和 4 年度に実施した「成果指標 KPI を用いた複数市場における効果測定」における各市場特性やインバウンド需要の段階的な回復等を踏まえ、特に、重要市場に対しては、AIDA モデルにおける到達率及び転換率や各市場における興味関心等を分析し、効果的なコンテンツを用いて、ターゲットに訴求すること。
- エ 世界的な新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大と渡航制限等の状況を踏まえ、情報発信のスタンスに十分な留意を行うこと。
- オ 受託者は各業務の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の承認を得ること。
- カ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- キ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- ク 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ケ 東京都が令和 5 年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。
- コ 事業に際してインフルエンサー等からの情報発信を行う場合は、対象国の法律・慣習などを確認の上、可能な限り該当する投稿についてプロモーションである旨を明示すること。
- サ 各業務の遂行にあたっては、目標を立て、それに対応する効果測定を行うこと。目標数値・内容は TCVB と協議の上決定すること。

（２） バナーや動画、ソーシャルメディア等を活用したオンライン広告掲出業務

ア 業務内容

- （ア）各市場に適した代表的な検索サイトや動画サイト、ソーシャルメディア等を活用したオンライン広告を掲出すること。英語圏については Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト（以下「公式 WEB サイト」という。）へ、その他市場については多言語で制作したコンテンツ等へ誘導すること。想定する市場及び広告手法については以下の通り。リスティング広告の併用も可とする。
 - ① ディスプレイ広告：欧米豪、アジア、中国の各市場に適した 2～3 媒体
 - ② 動画広告：欧米豪、アジア、中国の各市場に適した 2～3 媒体
 - ③ ソーシャルメディア広告：中国市場に適した 1 媒体
- （イ）上記（ア）で掲出するバナーデザイン等を提案、制作すること。なお、広告デザイン及びコピーは TCVB と協議のうえ決定すること。
- （ウ）上記（ア）（イ）について、最も効果的な露出となるよう広告の内容、広告表示回数、目標とするサイトへの誘導数、視聴回数、フォロワー獲得数等を設定し実施すること。
- （エ）AB テスト等の WEB マーケティング手法を活用し、広告の改善を行うこと。また、上記（ア）（イ）以外にも効果的な媒体・手法等があれば TCVB と協議の上実施すること。直帰率を下げ、WEB サイト滞在時間や平均ページ閲覧数を上げる提案・手法が望ましい。

イ 広告コンテンツ

(ア) ターゲットに効果的に訴求できるコンテンツを使用し、広告配信すること。現在使用可能及び今後制作予定のコンテンツは、仕様書別紙 1-1「活用可能な令和 4 年度制作コンテンツ一覧」のとおり。特に、重要市場に対しては、AIDA モデルにおける到達率及び転換率や各市場における興味関心等を分析した上で、適宜各国に応じたコンテンツを選択すること。

(イ) 動画コンテンツについては、動画素材ごとにターゲティングを行うこと。

ウ 掲載期間

広告の掲載期間は令和 6 年 3 月 31 日までとすること。なお、掲載開始の具体的なスケジュールについては TCVB と協議の上決定すること。

エ 露出の最適化

広告表示回数等については各地域の市場特性や TCVB が実施する他の事業を踏まえ、TCVB の承認を受けて決定すること。

オ 広告の実施状況を確認するため、WEB 広告媒体の管理画面を確認可能な媒体においては、カスタマー ID とパスワードを開示すること。

(3) タイアップ広告・PR 業務

ア 業務内容

(ア) 仕様書別紙 1-1「活用可能な令和 4 年度制作コンテンツ一覧」を踏まえ、効果的・戦略的な広報を行う上で必要なコンテンツを制作すること。

(参考) 本事業で過去に制作したタイアップ事例は別紙 1-2「オンライン広告事業タイアップ事例（令和 3 年、4 年度）」に記載の通り。

(イ) コンテンツは、世界的に知名度のあるオンラインメディアを 3 媒体以上選定し、現在の東京の旅行地としての魅力や東京の新しい楽しみ方を発信するための SNS ウェビナー、特設サイト制作、純広告等のタイアップ広告を実施すること。なお、選定媒体の内 1 媒体以上は各国言語展開可能な媒体（OTA、トラベル雑誌等）とすること。また、SNS ウェビナー施策は効果的な市場を選定し必ず実施すること。想定する市場及び広告手法については以下の通り。

① SNS ウェビナー：欧米豪の市場に適した 1 媒体

② 特設サイト制作：欧米豪、アジア、中国の各市場に適した 1～2 媒体

③ 純広告：欧米豪の特に富裕層に強い影響を持つ旅行メディア

(例：CondeNast Traveller 等)

(ウ) テーマや内容については、4 (1) の実施コンセプトを踏まえたものであることが望ましい。

【テーマ例】サステナビリティ、新しい東京の楽しみ方等

(エ) コンテンツ制作において、制作前に内容・切り口や露出の仕方の確認ができることが望ましい。また、露出前に掲載内容の確認やネガティブチェック以上の修正対応が可能な場合は提案時に明記すること。

(オ) 連携するメディアの利用者に対し、(ア) のコンテンツへの誘導広告を、利用者が閲覧しているサイト内に掲載すること。誘導には連携するメディアが保有するソーシャルメディア等も活用すること。また、掲載期間における広告表示回数、クリック数等を明確にすること。誘導方法は、直帰率を下げ、特設サイト等への滞在時間や SNS ウェビナーへの参加を促す提案・手法が望ましい。

(カ) (ア)～(オ) のコンセプトや誘導方法については、そのオンラインメディアの特性やターゲットに最も適したものであること。その他、インフルエンサー

等とのタイアップの提案も妨げないものとする。

- (キ) 特設サイトや SNS ウェビナーの内容は各国の文化、宗教に配慮したものとする。
- (ク) 特設サイトや SNS ウェビナーまたはアーカイブに公式 WEB サイトへ遷移するバナーを付けることが可能な場合は記載すること。
- (ケ) 上記以外にも効果的な媒体・手法等があれば提案すること。

制作物等は、プロのカメラマンの撮影による東京の四季を意識した写真素材や、アイコンコンセプトにマッチした素材を含めることが望ましい。公式 WEB サイトや公式 SNS アカウント等で二次使用可能な素材がある場合は、使用の可否等権利範囲を明記して提案を行うこと。

(例：二次使用可能素材：特設サイト内で使用している紹介文およびそれに含まれる写真、ウェビナーアーカイブ等。使用範囲：公式 WEB サイトや公式 SNS アカウントで使用可能。使用期間：3 年) 公式 WEB サイトでの紹介が可能な場合は、TCVB 指定フォーマットに情報を記載の上、納品すること。

イ 言語

- (ア) コンテンツは各国に対応した言語を使用すること。
- (イ) コンテンツ制作時は英語だけでなく、多言語展開する場合も媒体以外にネイティブチェックが出来る体制を整えること。

ウ 掲載期間

特設サイトの掲載期間は原則令和 6 年 3 月 31 日までとすること。この期間を超えた掲載が可能な場合は媒体毎に明記すること。

(4) 効果測定および報告

ア オンライン広告の掲出業務

- (ア) 公式 WEB サイトは令和 4 年度中に Google Analytics 4 (以下、GA4) を導入しているため、令和 5 年度の効果測定は GA4 の数値を使い行うこと。UA データとの差異については KPI 設定時に説明を行うこと。
- (イ) (2) ア (ア) (イ) の業務について広告の表示回数、クリック数、クリック率、広告から公式 WEB サイトへの流入数、視聴回数、フォロワー増加数等を KPI として設定し、毎月報告すること。また、その結果に応じた改善策を実施すること。なお、上記以外で GA4 で取得できるデータで効果的なものがある場合は提案すること。

イ タイアップ広告・PR 業務

(3) の業務について特設サイトへのアクセス数、バナー広告のサイズ、掲載日、表示回数、クリック数、バナー広告等から特設サイトへの遷移数などを毎月報告すること。また、その結果に応じた改善策を実施すること。タイアップコンテンツから公式 WEB サイトへの遷移数を開示出来る場合は毎月の報告書及び最終の報告書に記載すること。

- ウ 上記ア～イにおける測定結果を概要版及び全体版として報告書にまとめ提出すること。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

仕様書別紙 2「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A4 で作成し紙 4 部、電子データを CD-R または DVD-R で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※効果測定結果等を含む。

7 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、この限りではない。

8 制作物に関する権利の帰属

本件委託により発生する成果物の著作権等の取扱いについては、仕様書別紙 3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」『14 著作権等の取扱い』に定めるところによる。

9 委託事項・関係法令の遵守

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 仕様書別紙 3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

10 秘密の保持

受託者は、上記 7 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 個人情報の保護

(1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、仕様書別紙 3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業実施にあたり、上記 7 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、仕様書別紙 3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

1 2 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、契約内容を変更する。
- (3) 本事業の委託者は **TCVB** であるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する
場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うもの
とし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途その
ポリシーに従い代金を支払う。
- (5) **TCVB** は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金
額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：

公益財団法人東京観光財団

観光事業部 03-5579-2683